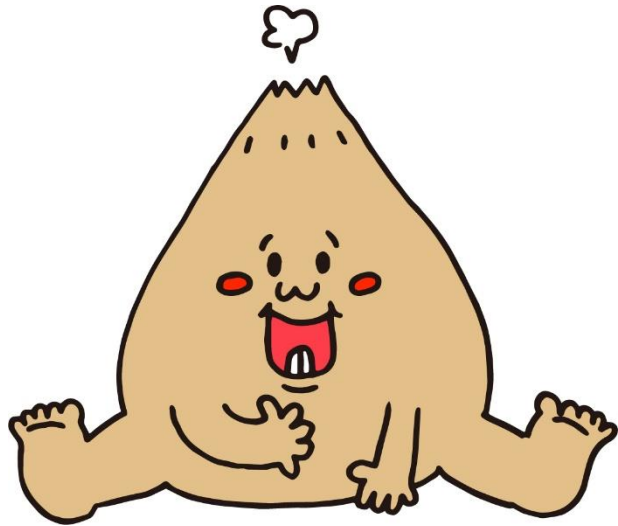


訪問系サービスにおける留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 訪問介護
- 定期巡回・随時対応型介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

留意点① 管理者

- ◆事業所ごとに**常勤の管理者**を置かなければなりません。（居宅療養管理指導を除く）
- ◆当該指定サービス事業所の管理者は、当該指定サービス事業所の**担当職員その他の従業者の管理、当該指定サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理**を一元的に行わなければなりません。
- ◆当該指定サービス事業者の管理者は、当該指定サービス事業所の担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとされています。

留意点② 介護予防・生活支援サービス従事者研修会修了者

- ◆本市が実施する介護予防・生活支援サービス従事者研修会の修了者は、本市の総合事業である「生活支援型訪問介護サービス」及び「ミニデイ型通所介護サービス」のみに従事できる資格です。
- ◆「指定訪問介護」などの訪問介護員等として従事することは出来ませんので、ご注意ください。

留意点③

虐待の防止等の義務化の経過措置の延長（居宅療養管理指導）

- ◆居宅療養管理指導について、虐待の防止・業務継続計画の策定等・感染症の予防及びまん延の防止のための措置の義務化に係る経過措置については、令和9年3月31日までに延長されました。

留意点④

医療機関から退院した利用者の計画作成（訪問リハビリテーション）

- ◆訪問リハビリテーションについて、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、リハビリテーションの情報を把握することが義務付けられました。

訪問介護の同一建物等減算（6年11月から適用）

単位数・算定要件等

< 現行 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



< 改定後 >

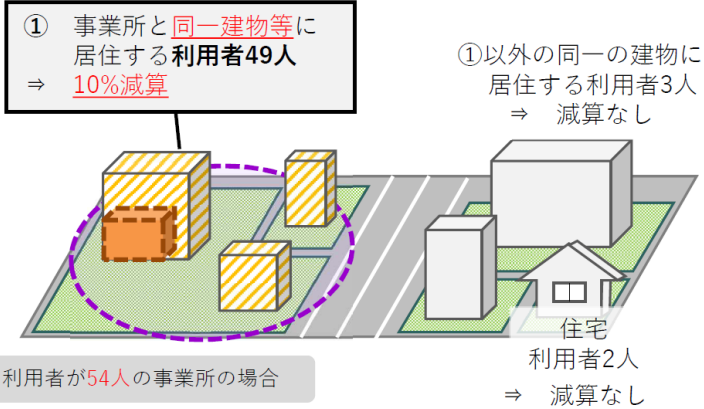
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<u>④12%減算</u> <u>（新設）</u>	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

R6.1.22 社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）

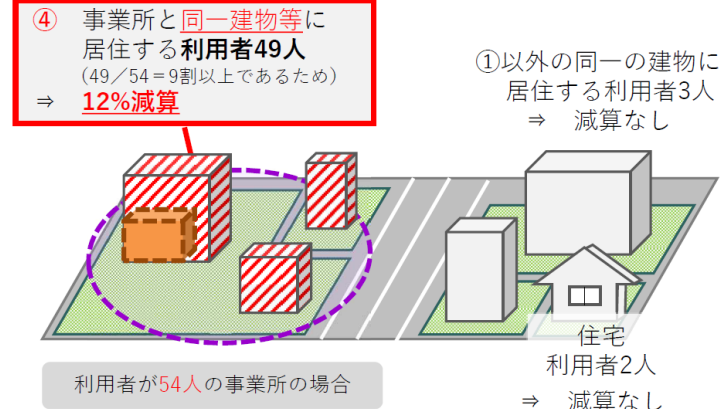
参考資料1 令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）より 抜粋

訪問介護の同一建物等減算（6年11月から適用）

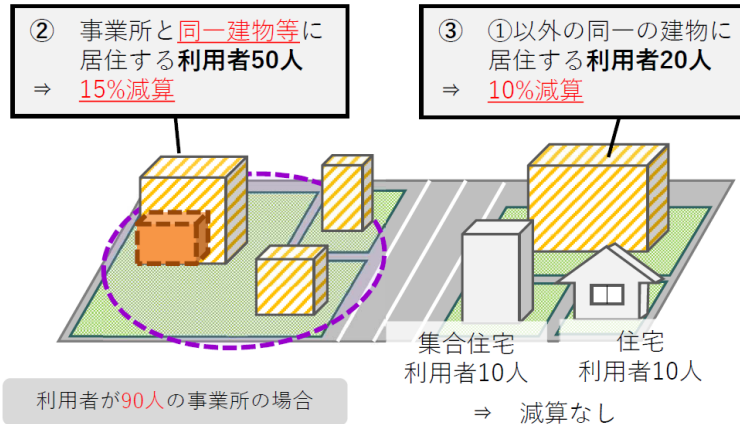
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④： <u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

脚注： 訪問介護事業所 改定後に減算となるもの 現行の減算となるもの 減算とならないもの

R6.1.22 社会保障
審議会介護給付費
分科会（第239回）
参考資料1
令和6年度介護報酬
改定における改定
事項について
（厚生労働省）
より 抜粋

訪問介護の同一建物等減算（6年11月から適用）

(別紙10) 令和 年 月 日

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

事業所名 _____
事業所番号 _____

1. 判定期間（※）
令和 年度 前期 後期

（※）なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

2. 判定結果
 非該当 該当

ア. 前期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※1）
3月	人	人
4月	人	人
5月	人	人
6月	人	人
7月	人	人
8月	人	人
合計	人	人

③割合
(②÷①) %

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入) _____

イ. 後期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※1）
9月	人	人
10月	人	人
11月	人	人
12月	人	人
1月	人	人
2月	人	人
合計	人	人

③割合
(②÷①) %

事業所ごみの適正処理

➤ 事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護事業者へのお知らせ > 事業所ごみの適正処理 \(介護保険事業所向け\)](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で「鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で

☆ごみの分別

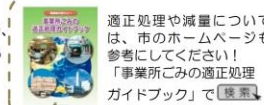
家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。



Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。



やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例 ●Reduce (ごみを出さない工夫) ◆Reuse (ものを何度も大切に使う)
▲Recycle (資源として再利用する)

- ◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
- 生ごみを出す前に水切りをしている (生ごみの7～8割は水分！)
- ▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
- ▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

(参考) ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの新型コロナウイルス感染症に関する通知等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q & A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html